

令和7年神審第3号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年4月17日11時46分

福井港北西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	漁船B
総トン数		4.54トン	0.7トン
登録長		9.60メートル	5.56メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		264キロワット	36キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪前方に左舷側から魚群探知機2台及びGPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦装置及び自動操舵装置をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年4月17日07時00分石川県橋立漁港を発し、福井県安島岬北西方沖合の松出シの漁場に向かった。

a受審人は、08時30分前示漁場に到着してGPSプロッターに記録しているポイントを順次移動して操業を繰り返し、舵輪右舷後方の操縦席に腰を掛けて魚群探知機で魚群を探索しながら操船に当たり、11時36分半雄島灯台から296度（真方位、以下同じ。）11.7海里の地点で、前路を一べつして他船がないことを確認して針路を005度に定め、3.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、11時42分雄島灯台から297度11.75海里の地点に達したとき、正船首470メートルのところにBを視認することができ、その後、同船が船首を北西方に向けたまま、ほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機で魚群を探索することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに

気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、11時46分雄島灯台から298度11.85海里の地点において、Aは原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がBの左舷中央部に後方から50度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪、左舷側にGPSプロッターを、舵輪の右側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.5メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日05時00分福井県安島漁港を発し、松出シの漁場に向かった。

b受審人は、06時00分衝突地点付近で、船首から傘部の直径が5メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入して直径4ミリメートル長さ7メートルの張り索に直径9ミリメートル長さ23メートルの引き索を連結して延出し、船首甲板の支柱に係止して船首が北西方を向いた状態で機関を停止し、漂泊を開始して操業を行ったのち、11時30分操業を終えて帰港することとした。

b受審人は、シーアンカーの揚収作業を始め、11時42分衝突地点で、船首が315度を向いていたとき、左舷船尾50度470メートルのところ、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漂泊中の自船に危険を及ぼすような航行中の他船はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかったためこのことに気付かなかった。

b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、11時46分少し前左舷船尾至近にAを認めたものの、どうすることもできず、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、のち修理され、Bは、左舷中央部外板に破口等を生じて転覆し、のち廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、福井港北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、福井港北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、福井港北西方沖合において、GPSプロッターに記録している釣り場に向けて移動する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、魚群探知機で魚群を探索することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせる

に至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、福井港北西方沖合において、操業のために漂泊する場合、自船に接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、漂泊中の自船に危険を及ぼすような航行中の他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首したまま衝突のおそれのある態勢で接近する A に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A、B 両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 10 月 28 日

神戸地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾